

公 告
令和6年7月4日

鹿野観光交流拠点施設整備基本設計・実施設計外業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1. 業務の概要

(1) **業務名** 鹿野観光交流拠点施設整備基本設計・実施設計外業務委託

(2) 業務の目的

鹿野総合支所移転に関する住民説明会にて観光・文化ゾーンとして示した支所移転後の跡地（約 6,000 m²）について、「鹿野観光交流拠点施設整備基本計画」に掲げた、「地域経済の循環及び活性化」、「地域への愛着や誇りの醸成」、「交流人口及び関係人口の拡大」の実現に向け、鹿野の魅力ある観光資源を多くの人に発信し、周遊を促す起点となる鹿野観光交流拠点施設の建築物等基本設計・実施設計、造成設計等を行うものです。

(3) **業務内容** 「鹿野観光交流拠点施設基本設計・実施設計外業務委託 参考仕様書」
のとおり

(4) **履行場所** 周南市大字鹿野上3 2 7 7 番地ほか

(5) **業務期間** 契約締結日 から 令和7年1 1 月 2 8 日まで

2. 参加資格要件

(1) **本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。**

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有し、かつ自社において在籍する一級建築士の人数が2人以上であること。
- ③ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者または、受けることが明らかでない者であること。
- ④ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出時点において、令和5・6年度「周南市競争入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）（以下、「名簿」という）」に登録された以下のいずれかに該当する者であること。
 - ・名簿の本店または支店等の所在地が山口県内にある者
 - ・周南市内に支店等（本市課税課に「法人等の開設届出書」を提出しているものに限る）を有する者

(2) 技術者の条件

次に掲げる技術者を配置してください。

- ① 管理技術者
建築士法第2条第2項に定める一級建築士（以下、「一級建築士」という）の資格を有している者。
 - ② 担当技術者（建築設計）
資格は問わない。
 - ③ 担当技術者（建築設計（構造））
資格は問わない。
 - ④ 担当技術者（造成設計）
資格は問わない。
 - ⑤ 照査技術者（建築設計）
一級建築士の資格を有している者。
 - ⑥ 照査技術者（造成設計）
技術士（ただし、総合技術監理部門：建設または、建設部門に限る）の資格を有している者。
- ※ ①管理技術者と⑤照査技術者（建築設計）、⑥照査技術者（造成設計）は兼ねることができません。
- ※ ②担当技術者（建築設計）、③担当技術者（建築設計（構造））と⑤照査技術者（建築設計）は兼ねることができません。
- ※ ④担当技術者（造成設計）と⑥照査技術者（造成設計）は兼ねることができません。
- ※ ①管理技術者、②担当技術者（建築設計）及び⑤照査技術者（建築設計）については、自社の者に限ることとします。それ以外については協力業者の者としても構いません。

4. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公告日 令和6年7月4日（木）
- ② 公告方法 周南市公式ホームページ
- ③ 関係書類の入手方法
本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市公式ホームページからダウンロード可能です。また、文化スポーツ観光部観光振興課でも配布します。
URL <https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/28/>

(2) 参加表明書

- ① 提出期限 令和6年7月23日（火）午後5時15分必着
- ② 提出先 主催事務局 周南市文化スポーツ観光部 観光振興課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
電話番号 0834-22-8372（直通）
ファクス番号 0834-22-8428（直通）
電子メール kanko@city.shunan.lg.jp

- ③ 提出方法 持参あるいは郵送（いずれの方法でも提出期限必着）
- ④ 参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書
応募者に対し、令和6年7月25日（木）に電子メールにて「様式-2（参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書）」により通知します。なお、この結果に対する不服申し立てはできません。

(3) 技術提案書

- ① 提出期限 令和6年8月8日（木）午後5時15分まで
- ② 提出先 4.(2) ②に定める主催事務局に提出
- ③ 提出方法 持参あるいは郵送（いずれの方法でも提出期限必着）

5. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問方法

- ① 様式 様式-9（質問書）
- ② 提出先 4.(2) ②に定める主催事務局に提出
- ③ 提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メール（いずれの方法も受付期間内必着）

(2) 質問受付期間

- ① 参加表明書等に係るもの
令和6年7月5日（金）～ 令和6年7月17日（水）午後5時15分まで
- ② 技術提案書等に係るもの
令和6年7月26日（金）～ 令和6年8月2日（金）午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答方法

質問受付の翌日から原則3日（休日を除く）以内に、ファックスまたは電子メールのうち、質問者が希望する方法により行います。また、回答日の午後5時15分以降に、質問及び回答について周南市公式ホームページに掲載します。

6. 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された技術提案書等の評価は、市が設置する「鹿野観光交流拠点施設整備基本設計・実施設計外業務委託に係る公募型プロポーザル評価会」が行います。

(1) 評価方法

評価会が採点・審査する。方法は、技術提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行います。

(2) 日程

令和6年8月20日（火）

7. 契約方法

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。

また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

8. その他

- ① 技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 技術提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ③ 提出された参加申込書、技術提案書等は返却しません。
- ④ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知または、内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑤ 詳細は、実施要領によるものとします。